

◎新潟県告示第1236号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年11月25日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 253号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市八箇字三ツ又口辛950番1から 同市八箇字中ノ沢壬4番15まで	新	(A) 9.4～59.0メートル	2,045.7メートル
十日町市八箇字三ツ又口辛950番1から 南魚沼市余川字金屋道上348番2まで		(B) 11.2～245.0メートル	7,814.0メートル
南魚沼市野田字上金塚333番1から 同市余川字牛蒡島3364番8まで		(C) 9.5～48.0メートル	2,884.2メートル
十日町市八箇字三ツ又口辛950番1から 南魚沼市余川字牛蒡島3364番8まで	旧	(A) 8.0～120.6メートル	9,011.4メートル
十日町市八箇字三ツ又口辛950番1から 南魚沼市余川字金屋道上348番2まで		(B) 11.0～251.0メートル	7,814.0メートル

備考1 上記(A)、(B)、(C)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 国土交通大臣の権限代行区間の区域変更

3 路線の重用

一部区間県道十日町六日町線及び県道欠ノ上五日町線と重用